

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 3 年 10 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日)

1. 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 石井クリニック
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 広島県呉市音戸町南隠渡一丁目 5 番 1 4 番地
- (3) 設立認可年月日 平成 5 年 12 月 20 日
- (4) 設立登記年月日 平成 6 年 1 月 5 日

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	石井クリニック	呉市音戸町南隠渡一丁目 5 番 14 号	無床

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当なし		

(3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

	会議名	議決又は同意事項
令和 3 年 11 月 24 日	定時社員総会	令和 2 年度決算確定及び定款変更

様式 2

法人名 (医) 社 団 石井クリニック
所在地 呉市音戸町南隠渡 1 丁目 5 番 1 4 号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和4年9月30日現在)

1. 資 産 額 83,777 千円
2. 負 債 額 38,540 千円
3. 純 資 産 額 45,237 千円

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A	流動資産	40,203
B	固定資産	43,574
C	資産合計 (A+B)	83,777
D	負債合計	38,540
E	純 資 産 (C-D)	45,237

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
土 地 (□法人所有 ■貸借 □部分的に法人所有 (部分的に貸借))
建 物 (□法人所有 ■貸借 □部分的に法人所有 (部分的に貸借))

様式 3 - 4

法人名 (医) 社団 石井クリニック
所在地 県市音戸町南隠渡 1 丁目 5 番 1 4 号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和4年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	40,203	I 流 動 負 債	1,963
II 固 定 資 産	43,574	II 固 定 負 債	36,577
1 有形固定資産	37,988	負 債 合 計	38,540
2 無形固定資産	1,836	純 資 産 の 部	
3 その他の資産	3,750	科 目	金 額
		I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	35,237
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純資産合計	45,237
資 産 合 計	83,777	負債・純資産合計	83,777

様式4-2

法人名 (医) 社団 石井クリニック
所在地 呉市音戸町南隠渡1丁目5番14号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和3年10月1日 至 令和4年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	57,951
2 事業費用	46,836
本来業務事業利益	11,115
B 付帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
付帯業務事業利益	
事業利益	11,115
II 事業外収益	3,256
III 事業外費用	924
経常利益	13,447
IV 特別利益	0
V 特別損失	12
税引前当期純利益	13,435
法人税等	71
当期純利益	13,364

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 石井クリニック

理事長 石井 修 殿

私は、医療法人社団 石井クリニックの令和3会計年度（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決済書類等を閲覧し、医療法人社団 石井クリニックにおいて業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和4年11月24日

医療法人社団 石井クリニック

監事